

政 法 第 4 2 8 6 号
答 申 第 4 6 8 号
平成 2 9 年 3 月 3 0 日

千葉県病院局長 矢島 鉄也 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 7 年 7 月 9 日付け病経管第 6 1 4 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 5 7 8 号

平成 2 7 年 7 月 3 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 7 年 5 月 1 8 日付け病経管第 3 2 1 号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）は、平成27年5月18日付け病経管第321号による行政文書不開示決定を取り消し、再度対象文書を探索の上、次に記載の文書も含めて改めて開示決定等をすべきである。

平成26年10月30日付け防第699号「災害時応援協定等締結状況の確認及び写しの提供について（依頼）」に係る提供の伺い

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

平成27年4月16日付けで異議申立人は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。また本件請求に係る開示請求書を「本件開示請求書」という。）を行った。

2 請求内容

「大規模災害時における自治体精神科病院の相互支援協定に関する情報一切。ただし、受付番号2381で開示された文書を除く。」（以下「本件請求内容」という。）

3 特定した対象文書

実施機関は、行政文書を探索したが本件請求に係る行政文書を保有していなかった。

4 実施機関による決定

平成27年5月18日付け病経管第321号による行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服とし、平成27年7月3日付けで、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

請求にかかる文書をさらに特定したうえで、請求した情報を全部開示するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書が情報公開の適用除外であるとの判断が違法である。当該協定を締結した自治体病院を擁する別の自治体に対して本件同様の内容で情報公開請求したところ、実施機関は、明らかに、本件対象文書を持っていると判断した。本件開示請求書の添付文書のとおりである。それにもかかわらず、文書不存在とは不自然かつ不合理である。

3 意見書の要旨

(1) 「千葉県（異議申立人註：千葉県精神科医療センターの意）が県庁（異議申立人註：千葉県庁のいずれかの部局課室の意）との調整が上手くできていないようで、待っていると精神科特別部会に間に合いそうにないので最後に捺印していただく事にしまし（原文ママ）た。」と憶断したわけではなく、当該協定を当初から事業として推進して締結に至らしめその中心的役割を果たした自治体病院たる岡山県精神科医療センターが宮城県立精神医療センターに宛てた電子メールの記載であるため、十分に信頼できる証拠の情報と言える。異議申立人は、その行政文書を岡山県情報公開条例の規定により開示請求して送付を受けた。

実施機関が、「千葉県（異議申立人註：千葉県精神科医療センターの意）が県庁（異議申立人註：千葉県庁のいずれかの部局課室の意）との調整が上手くできていないようで、」について理由説明書において「担当していた職員に確認したところ、そのような事実はなく、この記載については他の自治体職員の憶測であり、事実無根であったことから、異議申立人の主張には理由がない」と主張していることには理由がなく失当である。

また、実施機関は「担当していた職員に確認した」と言及しているが、理由説明書において当該職員について氏名と当時の所属・役職と現在の所属役職まで明記したうえで、当該職員に確認した職員の氏名と所属・役職、確認した日時・場所・方法（1対1であったか、その上司らと同席であったか等）、具体的にどういった表現で確認したのか（誘導があったか否かを検証する必要がある）等まで理由説明書に明記すべきである。

(2) 宮城県立精神医療センター「電話処理箋」の概要には、「平成25年2月に調印式を行う予定となっていたが、各病院長の都合がつかず一度断念した。今後も各病院長の日程を合わせることは難しいと思われるため、事務手続きだけ進めさせていただけないかとの申し出があった。」と明記されている。千葉県精神科医療センター院長の都合がつかなかった旨の連絡文、当該協定を締結した他の自治体病院の院長も日程の都合がつかなかった旨が千葉県に連絡された際の文書、その後の事務手続き、実際に調印式に出席した際の宿泊費や交通費といった旅費、調印式という式典の写真等が存在する蓋然性が高い。

岡山県精神科医療センターが宮城県立精神医療センターに宛てた電子メールによると、「当日は、会費を徴収させていただきますが、その中には『お弁当』と『お茶』代を含んでおります。」と明記されており、かつ、岡山県精神科医療センターが宮城県立精神医療センターに対してだけ会費の納入を要求することは考え難いことから、千葉県精神科医療センターに関しても、千葉県からは、先述の旅費等に加えて、食糧費を含む会費等の歳出があったことが十分に推認される。なお、既に示したとおり調印式には各自治体病院の院長が参加したため、千葉県精神科医療センター院長の平田豊明氏が出席していたことが確認できている。院長のみが出席したのか他の千葉県職員も出席したのかを説明すべきである。

本件異議申立ては、千葉県精神科医療センターが保有する分や他の部局課室が保有する分の行政文書についても特定漏れがないかという趣旨が含まれている。開示請求

書の記述からも文書を保有する機関が本件担当課に限定される合理的理由が無い。

少なくとも、千葉県精神科医療センターが保有する分についても検証し、他の部局課室が本件対象文書を保有していないかを検証していただきたい。

第4 実施機関の説明要旨

1 対象行政文書の内容

本件決定で不開示とした行政文書は、大規模災害時における自治体精神科病院の相互支援協定に関する情報一切である。

2 不開示の理由について

不開示理由を再検討した結果、大規模災害時における自治体精神科病院の相互支援協定に関する情報を保管している事実はなく、開示請求に係る行政文書を作成又は取得していない。

3 異議申立ての理由について

(1) 異議申立人は、文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外であるとの判断が違法である旨主張する。

(2) また、異議申立人は、当該協定を締結した自治体病院を擁する別の自治体に対して、本件同様の内容で情報公開請求したところ、実施機関は、明らかに、本件対象文書を持っていると判明した。本件開示請求書の添付文書のとおりである。それにもかかわらず、文書不存在とは不自然かつ不合理である旨主張する。

(3) しかしながら、(1)については、協定を締結した千葉県精神科医療センターには協定締結に関する行政文書が存在するものの、県病院局経営管理課には上記2のとおりであり、行政文書は存在しない。

また、(2)については、他の自治体から開示された行政文書記載「千葉県精神科医療センターと千葉県いずれかの部局課室とが当該協定について調整がうまくできていないようで、」については、担当していた職員に確認したところ、そのような事実はなく、この記載については他の自治体職員の憶測であり、事実無根であったことから、異議申立人の主張には理由がない。

(4) よって、「少なくとも、千葉県精神科医療センターと千葉県のいずれか部局課室とが当該協定について調整した遣り取りなどの何らかの行政文書は、千葉県精神科医療センターと千葉県のいずれかの部局課室との2つの実施機関において、存在しているはずである。」という主張については、上記(3)で述べたとおりであり、そのような事実はなかったことから、文書は保有しておらず、不開示（不存在）に該当するものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に調査審議した結果、以下のとおり判断する。

1 対象文書の特定について

異議申立人は、文書の探索が不十分であり、いずれかの部局課室とのやり取りした

文書などが存在するなど主張している。一方、実施機関は、異議申立人が主張する協定についての調整に関する事実はなく事実無根であることから本件決定を行った旨説明する。

そこで、対象文書の特定について、以下検討する。

本件請求内容は、「大規模災害時における自治体精神科病院の相互支援協定に関する情報一切。ただし、受付番号2381で開示された文書を除く。」であり、除かれている文書は、岡山県と千葉県の相互支援協定及び岡山県と千葉県の病院を含む七病院の相互支援協定に関する起案文書及び協定書である。そうすると、除かれた文書以外で協定に関して作成又は収受した文書が本件請求の対象文書ということになる。

実施機関に上記の観点で対象文書を探索させたところ、次の文書を保有していることが確認された。

平成26年10月30日付け防第699号「災害時応援協定等締結状況の確認及び写しの提供について（依頼）」に係る提供の伺い

この文書は、平成26年8月28日締結の協定書の写しを千葉県地域防災計画資料編に掲載するための提供の伺いであり、対象文書に含まれることとなる。また、その他の文書の存在も考えられることから実施機関は更に対象文書を探索し、上記の文書を含めた対象文書について改めて開示決定等をすべきである。

2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが当審査会の判断に影響を与えるものではない。

3 結論

以上のとおり、実施機関は不開示とした本件決定を取り消し、対象文書を探索の上、上記1で保有を確認した文書を含めて改めて開示決定等をすべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年7月9日	諮問書の受理
平成27年7月22日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年8月17日	異議申立人の意見書の受理
平成28年12月21日	審議
平成29年1月25日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏名	職業等	備考
木村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)